

Title	英帝国会議の進展 ( 下 )
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.10 (1917. 10) ,p.1269(19)- 1290(40)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るを得ず。然らずむば此多大なる軍事費を如何せん。今日の軍事費が驚く可き多額なるの事實こそ戦後各國の武装制限を豫斷するものに外ならざる也。而して戦後交戦各國民の破産を救ふの途は唯此一手段あるのみ矣。

## 英帝國會議の進展(下)

占部百太郎

(六)三種の帝國會議(七)來る可き憲法改訂の三大主義(八)帝國內閣の權能(九)帝國內閣と帝國會議(十)結論

### 六

本年三月二十日開會したる、英帝國會議が從來の會議と異つて英吉利帝國の執行機關たるに至つた次第は既に述べたる如くである。英國政府では、最初各殖民地及び印度帝國代表者をば直ちに軍事内閣に列席せしめむとの考であつたらしいが、實際に臨で、會議は自から三種に別るゝに至つた。第一は通常の軍事内閣(War Cabinet)で、是れは緊急を要する軍國の政務並に合衆王國の内政を決裁する宰相以下五人の内閣員から成ることは、既に普く知らるゝ所である。第二は帝國軍事内閣(Imperial War Cabinet)と稱せらるゝ、本文の主題たる眼目の會議である。此

會議は軍事内閣員及び各殖民地と首相乃至印度の代表者が合衆王國の宰相を議長としたる内閣會議である。第三は帝國軍事會議で (Imperial War Conference) 是れは直接和戦に關係しない英帝國の政務を協議する機關である。此會議は各殖民地及び印度の代表者並に殖民地に關係ある國務大臣數名列席して軍事内閣員は加はらない而して從來の帝國會議の如く、殖民大臣が議長に任ずるのである。一九一七年の帝國會議は當初から計畫せらるゝことなくして、戦時の急要に迫られ、此の如き分化を遂げたのである。是等の會議が英國憲法の如何に重大なる進展であるかと云ふ事は、加奈陀首相サー・ロバート・ボルデンが本年四月三日 Empire Parliamentary Association と云ふ協會で試みに演説に據て徴することが出来る。曰く

吾人は戦の雲に蔽はれて、輒近に於ける憲法上進展の方策……帝國軍事内閣の召集によりて生じたる憲法上の地位を明に感知することが出来ないことがあり得る。英國憲法は古今にない最も伸縮自在なる憲法である。英國憲法は多少律令の制限を蒙つては居るけれど、其等の制限たるや、私が言及ばさむとする著大なる進展を妨礙するやうな性質のものではない。公然制定せられたる

法律の上には認められないけれど、全然漸次進展したる英國憲法の慣例によつて承認されたる英國宰相の職には、進歩と發展とを要求する今日の新しい状態の下に測る可らざる效益を奏す可き權力並に權威が賦與せられて居る。宰相は輒近この大なる權威を行ふて、近き將來に於ける憲法上の進展の種子を蒔き、其進展の方法を規定す可く着手した。其の進展の充分なる方策が採られたのは、ホンの數日前の事である。

英帝國の歴史あつて以來初めて、兩つながら適當に組織せられ、夫れ々々權限を與へられたる二個の内閣が倫敦に開議せられた。何れも合衆王國の宰相が議長に當るのである。其の一は軍事内閣と稱せられ、主として合衆王國に關する大戦の遂行に屬する諸問題に専念する。他の一は帝國軍事内閣と稱せられて、一層廣い目的と權能とを有し、又閣員の數も多い。此會議には英帝國の凡ゆる自治殖民地の代表者が召集せられた。吾々は合衆王國首相の主宰の下に、茲に平等の資格を以て會合し、首相は單に同班中の首席 (Primus inter pares) に過ぎないのである。此内閣會議に列席する六個の國民を代表する首相等は、何れも夫れ

各殖民地の國會議と其等の國會議が代表する國民に對して責任を負ふて居る。各殖民地の國民は此會議が進行すると共に、帝國共同の且最も重大なる諸問題に對して發言權を有するけれど、各殖民地の完全なる自治權、各自の政府、各選舉人に對する各殖民地大臣の責任は、損傷せらるゝことなくして保存するのである。多年の間英帝國の各部に於ける政治家及び學者の思考は、將來の英帝國憲法上の關係に集注せられて居たのである。所が過去に於けると均しく、今や大事件勃發したる必要からして、遂に此大問題も解決せらるゝかも知れない。現に成立したる帝國軍事内閣は、全帝國に最も重大なる關係ある諸問題を網羅せる、公示せられた一定の特殊なる目的を以て召集せられた。此内閣の組織と共に新らしい時代が始り、歴史の新らしい頁が書かれた。私は今是等の重大なる事件が將來如何なる事を意味す可きかを豫言しやうとはせぬ。然し乍ら、殖民地の諸國民をして充分なる憲法上の發展を遂げしめむが爲、思考と氣力とを費やされたる人々が、今度の出來事の中に新らしい一層大なる英帝國の發生を觀察したと信せられても、其れは敢て間違ではなからうと思ふ。

此帝國軍事内閣が恒久的の制度であつて、毎年一回若くは帝國の急要に應じて臨時に開催せられ、主として英帝國の外交政策及び他の重大なる問題を決議す可き英國憲法の承認せられたる機關となれる事は、宰相ロイド・ジョルジの五月十七日庶民院に於ける演説に據ても明白であるが、彼は同演説に於て、尙左の如く宣明して居る。曰く

此帝國軍事内閣の精髓は、英帝國殖民地の責任ある代表者が特に帝國政策の施行に任ずる内閣大臣と共に、外交政策並に其れに關聯したる政務を協議す可き一定の時期に會合し、而して各自殖民地の國會の支配の下に夫れ々執行せらる可き議決する事である。此の如き方法によつて、殖民地代表者は帝國々務の總ての方面に關して充分なる知識を與へられ、而かも各殖民地が現在享受する自治權をば些か損傷することなくして、協議の上英帝國政策の最も重大なる部分を決する事が出来るのである。是れが如何なる憲法上の進展を導く可きか、今吾々は其れを決定しやうと企てない。英帝國の自治諸國民の間に於ける帝國的外交的政務に關する「繼續的協議」の機關を完成する全體の問題は、帝國の

憲法上の關係を調整する爲、戰後成る可く早く召集せらる可き臨時帝國會議の考量に保留せらるゝであらう。然し吾々は印度も代表せられた帝國內閣を組織したる經驗に依り之が爲に相互の了解を好良ならしめ、又遂行せらる可き目的及び活動の一致に取て有効であつたことを感じたのであるが、吾々は又此の提議が英帝國の凡ゆる諸國民の賛同を受く可きことを信ずるのである。

帝國軍事内閣は此の如く未成品であつて、其組織も其權能も未だ規定せられて居ない事は明白である。隨て之が繼續は幾多の新らしい且困難なる問題を惹起す可き事も亦明白であるが、是等の考量は姑く措て、先づ帝國軍事會議が通過せしめたる帝國憲法に關する重大なる決議に就て研究する事が必要である。

七

帝國軍事會議の議事録は我輩未だ之を閲讀するの機會を有しないけれど、帝國軍事内閣の議事は勿論公表せられないけれど、帝國會議の議事は從來の如く「青書」として既に發表せられたのである。左記の如く此會議が通過せしめた憲法に關する決議に據れば、其議事は極めて重大なものであらねばならぬ。

帝國軍事會議は英吉利帝國を組織する各邦國間の憲法上の關係を改訂する事は、之を戰時に行ふには餘り重大にして且紛糾せる問題なりと信ずるを以て、戰後直ちに召集せらる可き特別帝國會議に附議す可しとの意見を有す。

然れども帝國軍事會議は如何なる憲法上の改訂を行ふにせよ、其改訂は總て現在の自治權と内政の完全なる支配とを全然保存すると同時に、英帝國の自治國民として又帝國の重要な部分として各殖民地並に印度の充分なる承認に基く可く、各殖民地及び印度が外交政策並に外交關係に就き適當なる發言權を有する事を承認す可く、而して帝國共同の關係を有する凡ての重大なる政務に就ては絶えず協議を重ね、其協議に依りて各殖民地政府をして夫れく自決せしむ可き必要なる共同行爲に對する有效なる取極を爲さしむ可しとの意見を記録に留め置くを其義務なりと信ず。

此決議は短文なりと雖極めて重大なる意義を含蓄して居るのであるから、多少詳細に亘つて之を解説する必要がある。

英帝國の統一を強固にするには各邦國間に於ける憲法上の改訂を行はねばな

らぬと云ふ事は、豫てから學者政治家殊に帝國主義者の間に喧しく主張せられ、其れが爲種々の學會や機關雜誌等も出來て居る程であるが、今回の大戦は會々之を實現せしむ可き機會を與へたのである。戦争終結後直ちに臨時帝國會議が召集せらるゝ事は決定したのであるから、帝國主義者の前途には、今や非常の希望と光明とが認めらるゝのである。戦後召集せらる可き臨時帝國會議が、從來共同の國務に對する主要なる責任及び負擔が惟り合衆王國に於てのみ擔任せられたる英帝國の組織をば、協議を繼續して一致の行動を採る可き何等かの方法に依て外交政策及び其他帝國共同の國務を執行する平等なる國民のコンモンユルスに改革せむが爲、一層進むで討究決議しやうとの目的である事は云ふ迄もないが、此目的を達する事は極めて困難であらう。臨時帝國會議が果して適當なる憲法上の改訂を遂げ得るや否やは、之を今後に兆するの外はないけれど、此會議が採る可き大體の徑路は、前記の決議文中に宣明せられた三大主義に據て知ることが出来る。

帝國軍事會議は第一に如何なる憲法上の改訂を行ふにせよ、其改訂は英帝國の自治國民として又帝國の重要なる部分として、各殖民地並に印度の充分なる承認

に基かねばならぬ事を宣言して居る。第二に憲法上の改訂は、各殖民地及び印度が外交政策並に外交關係に就き適當なる發言權を有する事を承認せねばならぬ事、而して帝國共同の關係を有する凡ての重大なる政務に就ては絶えず協議を重ね、其協議に依りて各殖民地政府をして夫れ々自決せしむ可き必要なる共同行爲に對する有效なる取極を爲さねばならぬ事を宣明し、第三は如何なる憲法上の改訂も總て現在の自治權と内政の完全なる支配とを全然保存するやう規定されねばならぬと決議して居る。

從來の帝國會議なる者は主として各殖民地の代表者が英帝國內の專賣特許とか版權とか其他郵便電信船舶補助金とか云ふが如き問題に就きて取極をするのが主要なる目的であつて、國防とか外交とか云ふ重大問題に對しては、假令本國政府から諮問はしても、其決議によつて必ずしも拘束さるゝ事はなかつた。所が今度の帝國會議によつて憲法上の改訂を行ふ事と決定せられた以上、原則として其改訂が各自治殖民地及び印度の充分なる承認を経たものでなければならぬ事は云ふ迄もない。帝國軍事會議の決議が劈頭に此第一の主義を宣明したのは至當

である。

第二の主義は此決議の主眼である。既に前號に述べたる如く、帝國會議は最初(殖民地會議と稱せし頃から)憲法上の問題即ち最も重大なる帝國的關係の問題に就て討議する事を忌避する傾向が在つた。是れは各殖民地が憲法の改訂に依て其自治權を毀損せられむことを虞れたが爲であらう。其れで帝國會議は最初から政府と政府との會議であつて、各殖民地と合衆王國とは平等の地位に立つものである事は反覆極言せられた所であるにも係らず、惟り最も重大なる外交問題に關しては全く關係が異つて、殖民地は畢竟從屬國として待遇され來つたのである。詳に言へば、外交に關しては殖民地代表者等は其奧堂に入ることを許されなかつた、縱令許されても奧堂の見聞を一切公表することを禁せられたのである。(一九一一年の帝國會議に際し時の外相サー・エドワード・グレイが殖民地代表者に英國外交の秘密を演説したのが恐らく殖民地代表者が英國外交の機密に參した嚆矢であらう)。所が今度の世界戦争によつて、英國の各殖民地は痛切に英本國の外交政策を承知するの必要を感じたのである。何となれば、英國政府が外國に向つて宣

戰を布告すれば、爲に直ちに英領殖民地を擧げて戦争の渦中に投ずるからである。英領殖民地の自治權は充分に母國政府に依て認められて居る。然し殖民地が各自地方的政務に於ては、絶對にして拘束なく且完全なる自治權を許されて居つても、其等の權利は一國の死活問題の範圍にまで亘て居ない。外交政策てふ英帝國公共的利益の最先にして最後であり且最大なるものに就きては、英内閣の責任は單に英本國の國會並に其れを選出する人民に對して負うのみで、普く殖民地の人民には及ばないのである。即ち外交上に關して發言權を有するに非れば、他の地方的權威を有つて居ても、其れは全く假の權威に過ぎない事を、各殖民地は發見したのである。各殖民地は今にして始めて、戦争に際して敵國と貿易は遮斷せらるゝ事、其領域内に住する凡ゆる敵國の臣民は敵人として待遇せねばならぬ事、公海上に泛べる凡ゆる殖民地の船舶は英國樞密院令の下に支配せらるゝ事等を了知したのである。英國の殖民地の人民は合衆王國にのみ責任を負う所の政府によつて、自分も各自の政府も全く與り知らざる事由の爲、突然に併かも意外に戦争の渦中に投せらるゝのみならず、又殖民地に對しては責任を負はざる内閣の手に依

て平和を結ばねばならぬ事をも知了するに至つたのである。埃及の占領とか、日英協約の訂結とか、フッシュョダ事件とか云ふが如き問題の程度に於ては、殖民地は左程痛切なる利害を蒙らぬであらうが、英帝國の運命を決する今回の如き大戦争に至つては、各殖民地の利害の關係する所決して英本國に比して輕小なりとは云へない。然るに殖民地政府には相談なしで、一切英本國政府の手に依て結ばれた平和條約に對して、各殖民地は遵奉の義務を拂はねばならぬのである。帝國軍事會議の決議に現はれたる第二の主義は即ち英本國に於ける帝國主義者の主張に因るよりも、寧ろ今度の大戦の經驗に依て各殖民地が痛切に感じたる要求を具體したものと見る可きである。其れから第二の主義の末項に於て「協議」(Consultation)てふ詞を繰返したるに徴しても、來る可き憲法上の改訂が英帝國を渾然統合して眞個の所謂「聯邦」(Federation)に改造するのではなくして、協議及び協同の度を進捗せしむる底のものであることが略ぼ察知せらるゝのである。帝國內閣を有する吾々をして、更らに進むで凡ゆる自治の國民中の凡ゆる有權者中から選出したる帝國々會 (Imperial Parliament) を有せしめよ、而して帝國內閣員は此國會の指名する

所に懸り、之に對して責任を負ひ、其決議に依て徴收せられたる國費を使用し、其意思に従て進退せしめよ。是れは Imperial Federation League の理想とする所であつたが、此理想は到底近き將來には實現を期し難い。今日の處では英帝國各部の國會的合同ではなく、内閣的合同 (Executive union) を以て満足せねばならぬ。是れが現に各殖民地の希望する所である。即ち來る可き英帝國憲法改革は、今日の獨逸帝國の聯邦制度の程度に進まざる可きは勿論、多分北米合衆國の聯邦制度にも及ばないであらう。

最後に英國殖民政策の特色は、各殖民地が地方的政務に關しては絶對にして拘束なく且完全なる自治權を有する點に存する。之を殖民地を獲れば、直ちに官僚と軍隊とを以て嚴めしう固めむとする佛獨並に我日本等の殖民政策に比較したらば、何等の相違であらう！英國が此の如き自由寛大な殖民政策を採るに至つたのは、其の長い殖民地經營の經驗や、本國の民主的政治の反影にも因らうけれど、十八世紀の末に當て米國十三州の殖民地に時の政府が干涉を加へて其自治權を蹂躪せむとしたるが爲、却て反抗を招き今日の米國を失うた極めて苦がい教訓に



基いたのである。其れで如何なる憲法上の改訂を企て、も、總て現在の自治權と内政の完全なる支配とを全然保存するやう規定した次第である。

來る可き臨時帝國會議に於ける英帝國憲法の改訂が、以上解説したる三大主義に準據して行はる可きは、帝國軍事會議の決議の宣示する如くである。此の如くして創設せらる可き新制度が果して何を意味するか、而して新制度が英帝國政府の根本問題の究極の解決に對して如何なる關係を有するか、吾人をして進むでは等の疑問に對して説述する所あらしめよ。

八

今年に至る迄、英帝國が有したる最も重要なる共同の討議機關は帝國會議であつた。帝國會議と云ふのは、既に述べ來りたる所に依て知らるゝ如く、帝國內に於ける各般の問題を討議し、而して之を實施する方策の一致を圖らむが爲、四年毎に催す本國宰相主宰の下に、殖民大臣を議長とする各殖民地首相の會合である。尋で乍ら今度の帝國會議の議題に上つたのは、今後の帝國會議に印度の代表者を列席せしむる件、大戰々死者の墓地の件、歸化の件、二重所得税の件、帝國々力の發展及

び監督の件、貿易調査委員會の件並びに前記の帝國憲法改訂の件等であつた。然るに今度制定せらる可き制度が依て以て施行せらるゝ重なる機關は、新設の帝國內閣であらう。(上に帝國軍事内閣とあるは戰時に於ける特別の名稱と知る可し)。帝國內閣と帝國會議との重要な相違の點を擧ぐれば、四年に一回の會合と毎年の會合との相異を別にして、前者は後者が未だ會て議題としなかつた英帝國外交政策に就て特に協議を費す可く、隨て帝國內閣に列する者は外交政策に關して決定を下すことを得るに必要なる凡ゆる外交上の秘密なる知識を與へらるゝであらう。故に帝國會議の議事が公表せらるゝに引き換へ、帝國內閣の議事は秘密に行はれ、其議事の記録も取られざる可く、又發表もせられないであらう。今度の帝國軍事内閣の列席者は上記の如く、各殖民地の首相及び印度政府の代表者の外、英國政府側からは、軍事内閣員全體であつたが、今後此秘密會議に列席す可きは、多分各殖民地及び印度の代表者の外、本國政府からは宰相の外、特に帝國政務に關係ある外相、陸海兩相、印度大臣、殖民大臣等の閣僚であらう。(英國軍事内閣が戰後廢止せらる可きは當然である、本誌六月號「英國軍事内閣の憲法的意義」參照)。帝國

内の比較的重大ならざる關係の問題のみを討議して、眞の帝國政策眞の帝國政府の問題に觸れなかつた從來の帝國會議と、此の如き重要なる權能を與へられたる帝國内閣とは、其間に較著なる軒輊の存すること敢て多言を要せざる所である。

左はあれ、帝國内閣は大體の主義に於て從來の帝國會議と異なる所はないであらう。其れは矢張り政府と政府との會議であつて、一體としては執行權も有たなければ、行政の各省もなく、又立法權も課稅權も有たぬであらう。帝國内閣の權力は、此會議に列席する各首相が夫れ々々帝國各殖民地の國會に於て多數を制して居るから、隨て立法上及び行政上の決議を通過させても、其等の決議が各地の國會の賛成を得る限りに於て其れ丈けの効果を與ることが出來ると云ふ事實に於て存在するのである。是等の點から見ても、又内閣てう詞の嚴密なる意味から云つても、帝國内閣は畢竟内閣ではない。其れは連帶責任も負はなければ、何れの國會に對しても責任はない。而して其決議をして有效ならしむるには、英帝國を通じたる總ての政府並に國會の各別なる併かも一齊的なる活動に待たねばならぬ。サ・ロバート・ポルデンの言葉を藉て云へば、此内閣會議に列席する六個の國民を代

表する首相等は何れも夫れ々々各殖民地の國會と其等の國會が代表する國民に對して責任を負ふて居る。各殖民地の國民は此會議が進行すると共に、帝國共同の且最も重大なる諸問題に對して發言權を有するけれど、各殖民地の完全なる自治權、各自の政府、各選舉人に對する各殖民地大臣の責任は、損傷せらるゝことなくして保存するのである。帝國内閣は事實上、從來の帝國會議に新らしい一層有效なる組織を與へたものである。

## 九

更らに帝國内閣と帝國會議との關係を見るに今年の會議に於て、帝國軍事内閣の方でも帝國軍事會議の方でも、此兩會議の間の關係に就て、何等の決議をしたやうに思はれない。一寸考れば、帝國内閣が成立して從來の帝國會議の權能の多くを其手に於て行ふから、最早帝國會議は自然消滅するであらと思はるゝ。然し二十年の成長を遂げ併かも大なる効果を奏した憲法上の機關を廢する事の可否は別として、帝國内閣と帝國會議との間には、極めて重大なる區別がある。後者が公開的であるに反して、前者が其性質上秘密會議たるを要することは言を待たない

が、若し戦後に於て一事の確實なるものがありとすれば、其れは英帝國の各人民が今後は決して戦前に於けるがやう外交政策及び外交折衝の秘密主義を忍容せぬ事である。英帝國內の各國民は、帝國と列國との關係——若し適當に支持せられなければ彼等をして戦争の渦中に投せしむ可き關係をば、充分公然と討議する事を主張するであらう。故に帝國の外交政策は、各殖民地政府の代表者が母國政府代表者との間に秘密の内閣會議を開て協商したる結果確定するとせば、一方に於ては外交政策の一般を公けに討議し、之に關して起る可き各種の異論を徵す可き全體として帝國の諸問題を攻究する團體を設置する必要がある。帝國會議は自然此種の討究をするに適當な機關であらう。然し帝國會議を以て討論を盡す機關に充つることゝすれば、隨て其組織も從來の儘では不適當であらう。第一、秘密を要する帝國內閣員と、公開主義の帝國會議員とが今度の會議の如く同一人物であるのは面白くない。夫れから既に公開主義である以上は、帝國會議には各殖民地に於ける反對黨の領袖等も網羅して夫れ——少數派の意見を吐露せしむる機會を與へるが相當であると思ふ。

然し目今に於ける急務は、前記帝國軍事會議の決議に、隨ひ、帝國內閣の組織を完成せしむ可く、來る可き帝國會議が英帝國の憲法改訂の事業を企つるに必要なる一般方略を攻究する事に在る。是等の一般方略とは、政策の一致と其政策に效果を與ふ可き協同とであらう。詳言すれば帝國政策の方針及び目的、帝國の防備と之に伴ふ經費、並に全體として帝國政策を充分有效ならしむ可く帝國內の各政府が企畫す可き財政上及び行政上の活動等が、一年一回内閣に會合する英帝國各地の責任ある代表者間に決定せらる可き制度の創設である。

十

之を要するに、英國は今度の大戦の苦がき經驗に鑑みて、多年の懸案であつた帝國の統一を一層強固にす可き憲法上の改革を遂ぐる端緒を開いた。帝國主義者の宿望たる憲法の改正が果して何程成功す可きか、其は來る可き帝國會議の議決を待つて知るの外はないのであるが、何れにしても此大問題の前途には幾多の難關が横はれることは争はれない所である。元來何れの國會何れの國民にも責任を負ふことなき帝國內閣をして、英帝國の外交政策を決定せしめやうと云ふので

あるから帝國を組織する各地の人民の間に充分の一致と協同とが必要である。夫れから外交政策にせよ、其他の重要な帝國政策にせよ、從來英本國人民に責任を負ふ政府が之を遂行し來つたのであるのに、何れの人民にも又何れの國會にも責任を負はざる機關を設けたならば、所謂屋上屋を架するが如きもので、結局帝國政策の不統一を招きて、或は帝國分裂の端を開かぬとも限らない。又帝國內閣に出席したる各殖民地の代表者が其處で決議したる事項をば、他の帝國各部と一齊に遂行する上にも、反對黨の關係等があつて、少なからざる困難の伴ふ可きは、今より之を想見することが出来る。即ち適當なる憲法上の改訂を行ふ事も難事であるが、之を實施する事は更らに難事であらう。殖民大臣フォーター・ロングは今回の帝國軍事會議の席上に於て「吾々は恐ろしい根本的改革に依らずして、寧ろ進化に依て解決することを發見するであらう」と述べて居る。英國の憲法は造られたものでなく、漸次成長したものであると云ふことは、今更言を俟たないが、然し此格言を適用するも時と場合がある。今や世界の大變亂に際して、英國流の所謂 *nucdle through* するの非なる事は、アスキース内閣の倒壞が證明して居るではないか。此

千載一遇の好機會に際し、然も敢爲不撓なる天才的經世家ロイド・ジョルジを首班に戴ける英國政府は、猛斷一番帝國憲法の大革新を決行す可きではあるまいか。十八世紀の劈頭には英國と蘇格蘭との合同を行ひて大英國の基礎を据ゑ、十九世紀の初年には愛蘭國會を併合して合衆王國は此に全く完成せられた。第二十世紀の初頭に於て、英國が更らに各殖民地及び印度の統合を強固にせむが爲、憲法上の一大進展を遂ぐ可きは、極めて自然なる發達ではあるまいか。(併し此帝國統合が結局聯邦制度を造るに至らず、即ち帝國內閣は成立しても、帝國々會を有する程度に進まざるは上に述べたる如くである)。

然し必要は發明の母である。英國は今回の大戰に遭遇して、端なく多年の懸案を解決す可き實に容易に獲難き機會に逢着したのであるから、此無上の好機を捉へて、久しい希望を實現せしむることに大努力をせねばならぬ。英國人は現に大戰の渦中に捲込まれて、北佛やフランダーの勝敗に一喜一憂して居るけれど、之を永遠の結果から見れば、此帝國組織の成敗の將來英吉利帝國臣民の利福に關係する所の大ききと、到底日を同うして語る可くもない。我輩は世界に超絶せる千載

不磨の憲法を有し、殖民政策に特殊の天才を發揮せる英國人が、必ずや此困難に打勝つて、帝國憲法の改訂に成功するであらうことを信ずるのである。(完)

参考書目 (1) May's Constitutional History of England vol. III. (2) L. Curtis's the Problem of the Commonwealth (3) The Round Table, March and June numbers (4) Nineteenth Century and After, July number (5) Lowell's the Government of England, vol. II (6) Fortnightly Review, August number. (7) The Times.

### サー・井リアム・ペチの國富論 (上)

高橋誠一郎

「數年以前、經濟學は之を科學と做すを妥當とするや、或は技術と看做す可きものなりや、換言すれば、そは先づ富の生産及び分配が據りて以て行はる可き諸原則の科學的研究に従事す可きものなりや、或は其の主たる目的は富の生産を増加し、而して其の分配を改善す可き實際的提案を爲すに在りや如何に就きて幾多の論争ありき。十七世紀の論客は全然後の見地よりして經濟問題に接近したるものにして、當時に於ける論篇の大多數は或る一定の提議を擁護しつゝありし人々、並に其の抱懐せる特殊の畫策の爲めに一般的理論を舉示したる人々の筆に成りしものなることを記憶するを必要とす。假令、其の然らざる場合と雖も、彼等の努力は、他の提議を批評するに當りても、又は事實を蒐集するに際しても、確然且つ意識的に賢明なる國家統治の大業に補助的救済を與ふるものと思惟せられしなり。貨